

【別紙②／業務委託規約】－リペア案件－

提携先企業並びその顧客及びその会員に提供する業務のうち、リペア作業に関して、以下のとおり基本条件を定めるものとし、本別紙は業務委託規約（以下「原規約」といいます）に優先するものとしします。

第1条（現地訪問及び見積）

原規約第4条に定める現地訪問及び見積について、リペア作業においては、当社が見積を作成するものとしします。ただし、当社が必要と認めた場合は、ネットワーク店にて見積作成を依頼する場合があります。

第2条（個別契約の成立）

1. 原規約第5条第1項について、リペア作業においては、当社がネットワーク店に対して業務を委託する都度、具体的な内容(発注日、業務委託の内容及び仕様、委託代金、納期、作業実施場所(履行場所)、検査方法(作業完了の確認方法)、検査を完了する期日(作業確認の完了する期日)その他必要事項等を、当社所定の方法(電子メールを含む)により記載の上で発注し、これに対するネットワーク店の承諾をもって個別契約の成立としします。
2. 前条ただし書きによりネットワーク店が見積を行う際は、作成した見積内容を当社に通知するものとし、当社が承諾した場合、当該見積内容に基づき、前項に定める当社所定の方法にてネットワーク店に対して発注するものとしします。この発注に対するネットワーク店の承諾をもって個別契約の成立としします。

第3条（委託料）

当社はネットワーク店に対し、業務委託の対価として、案件に応じてそれぞれ以下のとおり委託料を支払います。

（1）当社が見積作成した案件

ネットワーク店が当社作成の見積を承諾し作業完了した場合、取り決めた委託代金（税込）をお支払いします。

（2）ネットワーク店が見積作成した案件

当社へ報告した請求金額又は、顧客から支払いを受けるべき代金（税込）の70％に相当する委託料（税込）をお支払いします。

第4条（キャンセル料）

当社は、ネットワーク店に対して、ネットワーク店の責めに帰さない事由により、訪問予定日の前日15時以降にキャンセルとなった場合、キャンセル料として5,000円(税抜)をお支払いします。

以上

制定2022年4月1日